

## 那覇市・南風原町環境施設組合工事請負等制限付一般競争入札心得

改正（平成 24 年 12 月 19 日事務局長決裁）

改正（平成 28 年 6 月 10 日事務局長決裁）

改正（令和 元年 6 月 21 日事務局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 那覇市・南風原町環境施設組合において行う工事請負等制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の取扱いについては、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

（入札保証金）

第 2 条 一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、見積もる契約金額（単価による入札にあつては、見積単価に予定数量を乗じて得た額とする。）の 100 分の 5 以上の入札保証金を入札前に納付しなければならない。ただし、管理者が認める場合は、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

（入札）

第 3 条 入札参加者は、仕様書、図面、現場等を熟知のうえ、入札しなければならない。

2 紙入札により入札に参加する者（以下「紙入札業者」という。）は、入札書等に必要な事項を記載のうえ記名押印し、配達日指定・配達証明郵便・一般書留により、提出しなければならない。

3 紙入札業者は、封筒に 2 通以上の入札書等を同封してはならない。

4 紙入札業者の提出する入札書の日付欄には、入札書作成日を記入しなければならない。

5 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

（公正な入札の確保）

第 4 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

（提出した入札書等及び確認資料等の書換え等の禁止）

第 5 条 入札参加者は、提出した入札書等及び確認資料等の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（工事費等内訳書）

第 6 条 工事費等内訳書の内訳価格と入札書の入札金額は一致しなければならない。

（経営規模等評価結果通知書）

第 7 条 入札参加者は、開札日において有効な経営規模等評価（以下「経審」という。）

結果の通知を受けていなければならない。

- 2 前項の経審結果の通知を受けていない者は、入札に参加することができない。  
(開札等)

第8条 入札参加者は、開札に立ち会うことができる。

- 2 総務企画課長は、前項に規定する開札の立会者がいない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。  
(落札候補者)

第9条 管理者は、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者及び最低制限価格の設定をしないものは予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効に入札をした者（以下「落札候補者」という。）を順次順位を付する。落札については保留し、入札参加資格審査後に落札者を決定する。

- 2 落札候補者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者に、当該入札参加者が開札に立ち会っていないときには、前条第2項の入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。
- 3 開札後、落札候補者は、管理者の求めに応じ次の各号の入札参加資格審査のための書類（以下「資格審査書類」という。）を提出しなければならない。

- (1) 入札参加資格審査申請書
- (2) 最新の経営規模等評価結果通知書の写し
- (3) 建設業許可の写し
- (4) その他管理者が必要と認めるもの

- 4 開札前において前項の資格審査書類の提出を求めることができる。ただし、その場合は、公告等においてその提出方法を示しめさなければならない。

(入札参加資格審査)

第10条 管理者は、落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。

(落札者又は入札参加資格不適格者の決定)

第11条 管理者は、前条の規定による資格審査の結果、適格者を確認した場合は、落札者として決定する。

- 2 管理者は、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、入札参加資格不適格通知書により通知するものとする。

(入札参加資格不適格者に対する説明)

第12条 入札参加資格不適格通知書を受理した者で不服がある者は、第11条第2項の通知が到達した日の翌日から起算して10日（休日を除く）以内に、管理者に対して説明を求めることができる。

- 2 前項の規定により説明を求める場合は、説明申立書を総務企画課に持参又は郵送しなければならない。
- 3 管理者は、第1項の説明を求められたときは、説明申立書を受理した日の翌日から起

算して10日（休日を除く）以内に、回答書により回答する。

4 前3項に規定する説明申立ては、第10条第1項の落札者の決定を妨げることができない。  
（入札書等の不受理）

第13条 郵便入札の場合、公告に定める配達指定日以外の日に到達した入札書等は受理しないものとする。

（入札書等の無効）

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書等を紙により提出する場合は、入札書の記載金額を訂正した入札
- (2) 入札書等を紙により提出する場合は、発注者名、所在地、商号又は名称、代表者氏名、押印のいずれかを欠く入札書等
- (3) 入札書等を紙により提出する場合は、入札書の金額や¥マークの記載がない入札
- (4) 最低制限価格未満の入札金額が記載された入札書
- (5) 那覇市又は南風原町に登録した所在地、商号又は名称、代表者氏名、代表者印、使用印といずれかが異なる入札書等（ただし、既に株主総会や法人登記等でいずれかの変更が実質的に終了している場合は、その限りでない。）
- (6) 作成年月日の記載のないもの又は誤りのある入札書
- (7) 発注者名の記載が誤っている入札書等
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書等
- (9) 工事費等内訳書が同封（添付）されていない入札書
- (10) 封筒に2通以上の入札書等が入っている入札書
- (11) 工事費等内訳書の内訳価格と入札金額が一致しない入札書
- (12) 未記入など不備がある工事費等内訳書が同封された入札書
- (13) 入札参加資格を満たさない者が提出した入札書等
- (14) 虚偽の記載がされた入札書等
- (15) 明らかに連合によると認められる者が提出した入札書等
- (16) 不誠実な行為又は虚偽の申告が明らかな入札
- (17) その他入札の条件に違反した者が提出した入札書等

（落札後の手続）

第15条 落札者は、第11条第1項の通知を受けたときは、7日以内に契約書、契約保証金その他契約に必要な関係書類を提出しなければならない。

（入札の取りやめ等）

第16条 管理者は、入札参加者が連合し又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

（異議の申立て）

第17条 入札参加者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。